

白岡市地域防災計画本編（素案）に係るパブリックコメントの結果について

番号	意見の概要	意見に対する考え方
1-1	<p>【誤植】目次</p> <p>第6編 第3 応援応援要員派遣体制の整備</p> <p>第6編 第3 広域応援要員派遣体制の整備</p>	<p>御意見のとおり、表記を修正いたします。</p>
1-2	<p>【確認】新旧対照表</p> <p>新旧対照表は、どこをどのように変更したかを理解するのに有効な手段の一つであると思います。対照表の修正ポイントの摘要欄に「準用する計画先を震災対策から風水害対策に修正しました。」について、以下のように記載しては如何でしょうか。</p> <p>「風水害対策編の順番を入れ替えたことにより、準用先が必然的に変更となった」</p>	<p>御意見のとおり、表現を改め表記します。</p>
2-1	<p>第2編風水害対策編 131pp 5 避難情報の伝達系統について</p> <p>「避難情報の伝達」だけでなく、「避難者の情報収集」の系統に関する項目を設けてほしい。</p> <p>住民への情報伝達と共に被災状況や住民が求めている支援物資・給水等の情報を収集する「しくみ」を明確にする必要があると考えている。</p>	<p>第2編 風水害対策編 第3章 風水害応急対策計画第12節 避難支援 131ページ</p> <p>「避難情報」のうち「警戒レベルを用いた避難情報の発令」の「避難情報の伝達系統」について記載しております。</p> <p>御意見の支援物資・給水等の情報を収集する「しくみ」の明確化につきましては、第2編 風水害対策編 第3章 風水害応急対策計画 第6節 広報広聴活動 107ページ、「広聴広報活動避難情報」のうち「第1 市民への広報」の「1 広報内容」として、発生直後からおおむね24時間の初動対応期(1)緊</p>

		<p>急広報とおおむね24時間経過した後における(2)一般広報として周知する広報事項を記載しております。</p> <p>また、住民へ避難情報を周知する手段として、安心安全メール、LINE、X (Twitter)、ホームページ、防災行政無線、広報車及び自主防災組織を通じて周知するなど、複数の手段を活用して情報発信をいたします。</p> <p>あわせて、市民に対して収集する情報手段を複数確保することを啓発して参ります。</p> <p>以上のことから、原文のままとします。</p>
2-2	<p>第3編 震災対策編 271pp 1被災者に対する広聴の実施について</p> <p>「企画制作班」は、・・・他の防災関係機関と連携・・・</p> <p>「企画制作班」は、・・・他の防災関係機関及び自主防災組織・行政区と連携と住民組織との連携の「しくみ」を明記してほしい。</p>	<p>第3編 震災対策編 第3章 震災応急対策計画 第3節 広報広聴活動 272ページ</p> <p>「第3 被災者に対する広聴広報活動の実施」において、企画政策班の連携について記載しております。</p> <p>また、防災関係機関との連携、自主防災組織との連携の関係性は102ページの通信連絡系統図に掲載しているとおり、自主防災組織は各避難所等において、地域住民の応急活動を行い、避難者からの情報の取りまとめにご協力いただくこととなります。</p> <p>各避難所には避難所運営職員（市職員）が配置されており、避難者の情報は避難所運営職員を通じて「市」へ報告することとなります。</p> <p>なお、避難所以外において自主防災組織が活動して得られた情報は、市へ情報提供をお願いすることとなります。この場合、「市」とは日頃から情報を共有し連携している安心安全課</p>

		<p>にご連絡いただくこととなります。</p> <p>以上のことから、市民への広聴活動の実施項目に「安心安全班」を追記いたします。</p>
2-3	<p>第2編風水害対策編 131pp 【避難情報の伝達系統図】も情報の収集系統を明記してほしい。</p>	<p>第2編 風水害対策編 第3章 風水害応急対策計画第12節 避難支援 131ページ</p> <p>「避難情報」のうち「警戒レベルを用いた避難情報の発令」の「避難情報の伝達系統」について記載しております。</p> <p>そのため、同ページ内での掲載は避難情報の伝達系統と伝達手段の例を示すことに留めた明記とします。</p>
3-1	<p>■第2編 風水害対策編 第3章 風水害応急対策計画 第12節 避難支援</p> <p>①避難情報発令の基準についての記述であるが、具体的な基準が「荒川、利根川の各観測地点の水位」のみである。白岡市は2019年の台風19号による大雨に対しても埼玉県内において避難情報が発令されなかった数少ない自治体であり、比較的洪水害のリスクが小さいと評価できる一方で、緊急事態への対応経験が少ないとも言える。内閣府のガイドラインでは、避難情報の発令基準が例示されており、同ガイドラインを参考にした具体的な基準を予め決めておくべきである。住民の生命を守るために、避難情報を適時・適切に躊躇なく発令することは首長の最も重要な責務と考える。</p>	<p>第2編 風水害対策編 第3章 風水害応急対策計画 第12節 避難支援 130ページ</p> <p>【避難情報発令の基準及び伝達内容】を基準として避難情報の発令を行います。</p> <p>また、関係機関から得られる気象情報や河川水位情報を参考に、地域特性を踏まえ、適時・適切に避難情報の発令を判断してまいります。</p>

<p>3-2</p>	<p>避難情報の「緊急安全確保」は、法的には必ずしも自治体から発令される情報でなく、また立ち退き避難ができる段階で発令される情報でもない、逃げ遅れた住民に最終手段として命を守るための行動を促すものである。現在の記載内容では、『避難指示が出たけど、緊急安全確保が発令されていないのでまだ大丈夫!』と住民が「避難指示」を誤ったメッセージとして受け取ってしまうことが懸念される。避難指示（紫）で対象者は全員避難という事を明示すべきと考える。</p>	<p>第2編 風水害対策編 第3章 風水害応急対策計画 第12節 避難支援 129ページ</p> <p>避難情報に基づき、避難行動を促しています。</p> <p>ご認識のとおり、警戒レベル4「避難指示」は全員が避難です。避難情報を発令する際、「避難指示」を誤ったメッセージとして受け取ることを避けるため、カラー（紫）で掲載していることから、原文のままとします。</p> <p>なお、令和4年4月に各世帯へハザードマップを配布しており、ハザードマップの4、5ページには警戒レベルと防災気象情報を掲載しております。地域防災計画だけではなく、ハザードマップなどを通じ、各世帯に「警戒レベル4、紫色、避難指示 全員避難」と伝わるよう周知してまいります。</p>
<p>3-3</p>	<p>③「(一時) 避難場所」と「避難所」の用語が混同されて使用されている箇所が散見されるので校正されると良いと思う。避難場所についてはペットと一緒に避難できる指定避難場所を開設する自治体（近隣でいうと加須市など）もあり、白岡市でも検討すれば良いと思う。ペット飼っている方にとってペットは家族同様であり、立ち退き避難ができない障害になっていることも考えられる。屋内飼育ができないペットの場合は、屋内安全確保（垂直避難）も難しいと思われる。</p>	<p>第2編 風水害対策編 第2章 風水害予防計画 第4節 風水害に備えた活動体制の強化 57ページ</p> <p>指定緊急避難場所と指定避難所の定義を記載しているため、原文のままとします。</p> <p>以下が、指定緊急避難場所と指定避難所の定義です。</p> <p>指定緊急避難場所：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れる場所として、地震・洪水の災害の種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定する。</p> <p>指定避難所：災害の危険性があり避難した市民等を災害の</p>

		<p>危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった市民等を一時的に滞在させるための施設として指定する。</p> <p>また、避難所開設・運営マニュアル（14、33ページ）には避難所におけるペット防災に関する対応を掲載しております。</p> <p>ペットの避難については、盲導犬、聴導犬、介助犬を除き、避難所の居住スペースの受け入れを原則禁止としています。これはアレルギーや動物を苦手とされる避難者の避難に配慮するためです。</p> <p>ただし、避難所の避難者の皆様で協議し、避難者相互の理解が得られた場合、避難所敷地内にペットスペースを設けることが可能となります。</p> <p>今後、ペット防災対策は飼い主の責任であることを併せて周知啓発してまいります。</p>
3-4	<p>■第2編 風水害対策編 第2章 風水害予防計画 第2節 防災教育</p> <p>①市民、児童・生徒、自主防災組織、市職員等を対象にした防災教育計画が記述されている。ハード的な対策に加えてソフト的な防災対策を拡充することは地域の防災力を高める上で、重要なポイントの一つと考えるが、実効性を高めるために記述内容を更に具体化させ数値目標などの</p>	<p>第2編 風水害対策編 第2章 風水害予防計画 第2節 防災教育 39ページ</p> <p>防災教育の対象と対象者ごとの留意事項を記載しております。</p> <p>防災に関する教育や訓練は、市の出前講座や自主防災組織が企画する訓練指導を行っており、講座等の主だった項目を踏まえ、依頼者から具体的な懸念点や特に知りたい内容などの聞き取りを行い、実施している背景があることから、原文の</p>

	設定も検討されると良いと思う。	ままとします。
4-1	<p>災害が発生した際、当自主防災会では一時的な避難場所として公園へ避難をする。公園内に防災資器材として手押し井戸の設置推進を明記してはいかがか。</p>	<p>第5 オープンスペース等の確保 1 都市公園の整備 230 ページ</p> <p>防災井戸の活用については、飲料水と生活用水の用途によって水質検査等などの課題がある一方で、マンホールトイレの整備に伴い井戸を設置したほか、一部の自主防災組織では市の補助金を活用し集会所へ防災用井戸を設置した事例がございます。</p> <p>手押し井戸の設置については、同ページに明記されているとおり、災害応急対策に必要な施設の整備として、耐震性貯水槽、防災井戸、夜間照明、放送施設、非常電源施設等の整備を推進するとしております。</p> <p>今後、整備を推進するにあたり、優先的に設置が望まれる設備の選定や設置場所、活用見込みなど関係課と検討し整備に取り組んでまいります。</p>
5-1	<p>① 25P 第2編風水害対策編 第1カスリーン台風による水害</p> <p>市内でも浸水した地域があるというので、その写真を掲載したら如何か【現在の人々は知らない方が多いと思われるので】</p>	<p>第2編 風水害対策編 第1章 風水害対策の総則 第1節 過去の水害と風水害の特徴 26 ページ</p> <p>計画中には災害対策基本法の見直し契機となる多くの災害事例を記載しておりますが、各事例に関連する写真の掲載による紙面の増加が見込まれるため、掲載はいたしません。</p> <p>しかしながら、昭和22年(1947年)に発生したカスリーン台風による水害は当市でも被害が発生した大きな自然災</p>

		害であるため、広報誌やハザードマップ、出前講座など様々な場面において、周知を図ってまいります。
5-2	② 34P 風水害予防計画 ウ家庭内での備蓄を行う（1週間分（最低3日間）を基本とする）とあるが、君津市では停電は2週間以上とのことであり災害の種類・規模にもよるが、最低1週間分の食料と携帯トイレの備蓄は世帯の人数分を1週間分備蓄したらどうか【想定外のこともあるし、備えあれば憂いなしの如く】	<p>第2編 風水害対策編 第2章 風水害予防計画 第1節 地域防災力の向上 34ページ</p> <p>備蓄については、国及び県の防災計画等では、（最低3日間（推奨1週間）分を目標）としております。</p> <p>御懸念のとおり、災害協定を締結している君津市においては、令和元年発生の台風15号の被害として、停電や断水により2週間以上の不通となった地域があった報告がされております。</p> <p>そのため、これまでの当市計画では「3日間分以上」としていたところを「1週間分以上（最低3日間）」へ表現を変更し、食糧や簡易トイレの整備を周知してまいります。</p>
5-3	③ 137P（4）要配慮者や女性、性的少数者への配慮【トイレの確保は如何にするのか】	<p>第2編 風水害対策編 第3章 風水害応急対策計画 第12節 避難支援 137ページ</p> <p>災害発生後、避難所におけるトイレの確保は衛生面や利用者への配慮が非常に重要となります。</p> <p>要配慮者や女性、性的少数者が利用するトイレの確保については、既存施設におけるトイレの活用に加え、多目的トイレの利用を想定しています。</p> <p>また、簡易トイレやマンホールトイレを整備している指定避難所等では、利用者に配慮して運用することになります。</p> <p>なお、運用については、原則として、避難所は市職員や避難者からなる避難所運営委員会を経て定めることが前提となり</p>

		<p>ます。本計画の改訂に合わせ、避難所開設・運営マニュアルにおけるトイレ利用についても併せて修正してまいります。</p>
<p>5-4</p>	<p>④ 148P ヘリコプターによる搬送【大雨による災害時には総合運動公園は使用できないが】</p>	<p>第2編 風水害対策編 第3章 風水害応急対策計画 第15節 緊急輸送 148ページ</p> <p>緊急輸送の手段としては、緊急通行車両やヘリコプターを想定しています。</p> <p>御指摘のとおり、総合運動公園には遊水機能があることから大雨による災害が発生してしばらくの間は、施設の使用は困難となります。</p> <p>そのため、計画中では臨時発着場としてあらかじめ2施設を定め、降雨による影響（時間や施設等の損傷）を勘案し、使用することを想定しております。</p>